

平成25年度第1回放課後子どもプラン運営委員会

日 時:平成25年5月29日(水)

10時~12時

場 所:北館4階 教育委員会室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 教育長あいさつ
- 4 委員自己紹介, 事務局職員自己紹介
- 5 委員長・副委員長の選出
- 6 議題
 - (1)平成24年度放課後こどもプラン利用状況等について
 - (2)平成24年度決算及び平成25年度の予算について
 - (3)平成25年度の取り組みについて
 - ・事業周知及び保険について
 - ・安全管理人の研修及び意見交換会について
 - ・校庭開放一旦下校解消の取り組みについて(報告)
 - (4)その他
- 7 第2回運営委員会開催の日程について
- 8 閉会

平成25年度芦屋市放課後子どもプラン運営委員会 名簿

(区分毎, 五十音順)

区分	団体名	氏名
学校関係者	芦屋市立山手小学校	中村 整七
地域関係者	芦屋市自治会連合会	中上 二郎
地域関係者	芦屋市老人クラブ連合会	中村 美津子
社会教育関係者	芦屋市青少年育成愛護委員会	金本 ひとみ
社会教育関係者	芦屋市PTA協議会	杉本じゅん子
社会教育関係者	芦屋市コミスク連絡協議会	中田 伊都子
社会教育関係者	芦屋市子ども会連絡協議会	守上 三奈子
児童福祉関係者	芦屋市社会福祉協議会	半田 孝代
行政関係者	芦屋市教育委員会学校教育部 学校教育課長	北野 章
行政関係者	芦屋市教育委員会社会教育部 青少年育成課長	田中 徹
行政関係者	芦屋市こども・健康部 こども政策課長	西村 雅代
行政関係者	芦屋市こども・健康部 こども課長	茶嶋 奈美
事務局	芦屋市教育委員会社会教育部 生涯学習課長	長岡 一美
	芦屋市教育委員会社会教育部 生涯学習課管理係長	北條 安希
	芦屋市教育委員会社会教育部 生涯学習課管理係	北詰 真衣

芦屋市附属機関等の設置等に関する指針

1 趣旨

この指針は、市政への市民参画の促進及び公正で透明な開かれた市政の実現の推進に資するため、附属機関等の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 「附属機関等」の定義

この指針の対象とする「附属機関等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置するもの
- (2) 附属機関に準ずる機関 有識者等の意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、規則及び要綱等により設置するもの（委員会、協議会、懇談会、懇話会等）

【附属機関等に該当しないもの】

次に掲げるものは、この指針の対象とする附属機関等に該当しないものとする。

- ① 関係機関等との連絡調整を主たる活動内容として設置されるもの
- ② 協議会等の運営を市民が主体となって行っている市民（住民）組織的な性格を有するもの
- ③ 市職員のみにより構成するもの
- ④ その他この指針の対象とすることが不適当なもの

3 附属機関等を設置する際の留意事項

新たな制度の創設等により、外部の有識者等の意見を市政に反映させる必要がある場合は、原則として既存の附属機関等を活用するものとする。

やむを得ず新設する場合には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ① 行政責任の明確化及び行政の簡素・効率化に照らし、真に必要なものに限るものとする。
- ② 審議事項が既存の附属機関等の所掌事項に含まれておらず、また、既存の附属機関等の所掌とすることが適当でない場合に限るものとする。
- ③ 設置目的が臨時的なものについては、設置期限を決裁、要綱等に明示するものとする。

4 既存の附属機関等の見直し

- (1) 既に設置されている附属機関等について、次に掲げる事項のいずれかに該当するものは、廃止又は統合を検討するものとする。

- ① 設置の目的が既に達成されたもの
- ② 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により、著しく役割が低下したもの
- ③ 過去の実績が少なく、今後もその効果が期待されないもの
- ④ 一般的な行政事務処理又は関係者からの意見聴取その他の行政手段により対応可能なもの
- ⑤ 設置の目的又は所掌事項が他の附属機関等と類似又は重複しているもの
- ⑥ その他行政運営の簡素・効率化の観点から統合が望ましいもの

- (2) 年間開催数が1回以下の附属機関等及び設置後10年を経過した附属機関については、上記①～⑥に掲げる視点に照らし、その必要性を再検討するものとする。

5 委員の選任

- (1) 附属機関等の委員（以下「委員」という。）の選任に当たっては、次に掲げる事項に留意し、選任するものとする。
 - ① 開かれた市政の推進のため、広く各界各層から適切な人材を選任するものとする。
 - ② 各種団体等から選任する場合は、当該団体における役職によらず、広く構成員から推薦を受けるよう各種団体等に働き掛けるものとする。
 - ③ 女性を積極的に登用するものとし、「芦屋市男女共同参画行動計画」に基づいて、女性委員の割合が定数の40%以上となるよう努めるものとする。
 - ④ 委員の年齢構成が偏らないようにするとともに、選任時の満年齢が70歳を超えないものとする。
 - ⑤ 同一人を複数の附属機関等の委員に選任しようとする場合は、同一人を選任できる附属機関等の数は3機関までとする。
 - ⑥ 委員の在任期間は、10年を超えないものとする。
 - ⑦ 一つの附属機関等の委員の数は、法令又は条例で定められている場合を除き、20人以内の必要最小限度とする。
- (2) 上記④～⑦までの規定は、委員の資格に関し法令又は条例の定めがある場合又は実施機関が適当と認める者が他に得られない場合など特別の事情がある場合は、適用しないことができる。
- (3) 委員名等の公開について、次に掲げる事項は芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号。以下「情報公開条例」という。）に規定する非公開情報に該当しないものとする。
 - ① 委員名
 - ② 当該附属機関等における役職名
 - ③ 委員の出身団体等の名称及び役職

6 委員の公募

- (1) 市政への市民参画を促進するため、附属機関等の設置目的、審議内容等を十分勘案した上で、原則として1人以上の公募委員を登用するものとする。ただし、所掌事項が次に掲げる事項に該当する場合は、公募を行わないことができる。
 - ① 行政処分に関する審議等を行う場合
 - ② 住民の権利を制限する内容に関する審議等を行う場合
 - ③ その他所掌事項に照らし、委員の公募が適当でない認められる場合
- (2) 公募方法及び選考方法等その他の必要事項は、「附属機関等の委員の公募に関する要領」に定めるところによる。

7 会議の公開

附属機関等の会議は、市民参画を促進するという観点から、情報公開条例第19条の規定に基づき公開することを原則とする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議で出席者の3分の2以上の多数により非公開を決定したときは、会議を公開しない。

- ① 情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報が含まれる事項について、審議、審査、調査等を行う会議を開催するとき。
- ② 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められ

るとき。

【非公開とする場合の運用】

会議を非公開とすることができるのは、取り扱う案件の性質によるため、非公開の判断は、当該附属機関等の長が会議に諮って行うものとする。ただし、法律又は条例等で、特定の附属機関等の会議の非公開を義務付ける場合には、その規定が優先する。

会議の非公開を決定した場合には、その理由を明らかにするとともに、会議録又は会議の要旨に必ず記録するものとする。

8 会議の公開方法等

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 附属機関等は、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
- (3) 附属機関等の長は、会議を公正・円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。
- (4) 上記に定めるもののほか、会議の傍聴に関する取扱い及び傍聴人の遵守事項については、「附属機関等の会議の傍聴に関する運営要領」に定めるところによる。

9 会議開催の周知

附属機関等を所管する課長（以下「各所管課長」という。）は、会議を開催するに当たり、当該会議開催の2週間前までに次の事項を別紙様式第1号により、管財・検査課長へ連絡するものとする。当該事項は、管財・検査課長が行政情報コーナーに掲示し、各所管課長がホームページへ掲載することにより広く市民に周知を図るものとする。

ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- ① 会議の名称
- ② 開催日時
- ③ 場所
- ④ 議題
- ⑤ 非公開のときはその理由
- ⑥ その他周知すべき事項
- ⑦ 所管課

10 会議録等の作成及び公表

- (1) 附属機関等は、公開・非公開の会議にかかわらず、各所管課長が会議終了後に速やかに会議録又は会議の要旨（以下「会議録等」という。）を作成するものとする。
- (2) 情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関等は、会議録等の写しを行政情報コーナーにおいて閲覧に供するよう努めるものとし、非公開の会議についても、内容の一部を伏せるなどして、可能な限り会議録等の写しを公開するものとする。

【非公開の会議の会議録等の取扱い】

会議が非公開で行われた場合であっても、直ちに会議録等も非公開とされるわけではない。別途、情報公開条例第7条各号の非公開情報に該当するか否かを実施機関が判断し、公開し得る部分については、これを公開しなければならないものとする。

11 その他の事項

- (1) 各所管課長は、附属機関等を設置、統廃合又は変更する場合は、別紙様式第2号により組織・事務管理を担当する課長に合議するものとする。
- (2) 各所管課長は、委員を選任する場合は、別紙様式第3号により人事課長、市民参画課長及び男女共同参画推進担当課長に合議するものとする。
- (3) 各所管課長は、上記(1)及び(2)に基づく内容を総務部文書行政課長、組織・事務管理を担当する課長に連絡するものとする。当該内容は、総務部文書行政課長が行政情報コーナーに配架し、各所管課長がホームページへ掲載することにより閲覧に供するものとする。
- (4) 各所管課長は、毎年1回、附属機関等の会議の開催状況について、別紙様式第4号により組織・事務管理を担当する課長へ報告するものとする。
- (5) 組織・事務管理を担当する課長は、毎年1回、各附属機関等の会議の開催状況を取りまとめ、公表するものとする。

12 補則

その他この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

附 則

この指針は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成22年2月1日から施行する。

○芦屋市放課後プラン(子ども教室型放課後対策)事業実施要綱

平成22年4月1日

芦屋市放課後プラン事業(子ども教室型放課後対策)実施要綱(平成20年芦屋市要綱)の全部を次のように改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、市内の各小学校区において、放課後や週末等に小学校施設等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点として「子ども教室」を設け、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、芦屋市とする。

2 事業の実施については、芦屋市社会教育関係団体の登録に関する規則(昭和52年芦屋市教育委員会規則第4号)第5条の規定により承認された団体その他の団体等に委託して行うことができるものとする。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後や週末等における地域の子どもたち(本市在住の小学生とする。)の安全・安心な活動拠点(居場所)を確保すること。
- (2) 地域の多様な大人の参画を得て、子どもたちに様々な体験・交流・学習活動の場を提供すること。
- (3) 様々な体験・交流・学習活動を通して、子どもたちの社会性、自主性、創造性等豊かな人間性を育むこと。
- (4) 地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティを充実させること。
- (5) その他子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動

(実施場所の指定)

第4条 この事業を実施する学校は、地域の実情及び学校の施設の状況等を考慮して教育委員会が指定する。

(実施期間及び実施時間)

第5条 この事業の実施期間及び実施時間は、別に定める。

(運営委員会)

第6条 この事業を円滑に運営するため、芦屋市放課後子どもプラン運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事業の推進に関すること。
- (2) 事業における安全管理対策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の円滑な実施に関し必要な事項

(組織)

第7条 運営委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校関係者
- (2) 地域関係者
- (3) 社会教育関係者

- (4) 児童福祉関係者
- (5) 行政関係者

(任期)

第8条 委員の任期は、委嘱又は任命した日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第9条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、生涯学習を所管する課において処理する。

(実施体制等)

第12条 この事業の実施のため、教育委員会は、次の各号に掲げる者を選任及び配置し、それぞれ当該各号に定める事項を行わせる。

(1) コーディネーター 事業の総合的な調整

(2) 学習アドバイザー 様々な体験・交流・学習活動の企画・指導

(3) 安全管理員 事業における子どもたちの安全管理

(損害賠償)

第13条 利用者は、活動中に施設又は設備を故意又は過失により、破損又は滅失したときは、これらを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(費用等)

第14条 コーディネーター、学習アドバイザー及び安全管理員の謝礼については、兵庫県の補助金積算基準単価により積算した額を支払うものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

平成25年度「ひょうご放課後プラン事業」の実施について

国の実施要綱・実施要領の変更による県の実施要綱・運用指針の主な変更点

1 教育支援活動を実施する者の分類（謝金単価上限額）

- ・コーディネーター（1,440円）
- 教育活動推進員（1,080円）
学習支援・体験・交流活動等のプログラムを中心的に実施する者
- 教育活動サポーター（720円）
プログラムの実施のサポートや子どもたちの安全を管理する者

平成24年度まで

- ・コーディネーター（1,440円）
- ・学習アドバイザー（1,080円）
- ・安全管理員（720円）

2 補助対象となる標準的な日数・時間数

- ・原則として週1日（年間40日）を最低実施日数とする。
- 年間250日未満
- 1日あたり4時間以内（休業日で特に必要な場合には8時間以内。準備や片づけ等に要する時間を含む。）

3 対象児童等

- 実情に応じて、小学生に限らず中学生を対象とする取組等も実施できるものとする。

平成25年度事業実施方針

- 未開設校区の解消に向けて、開設教室数の増
- 目標数値：全市町実施、250教室の開設（前年比：2割増）

◆「子ども教室」開設数の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
開設数 (神戸市、姫路市、 尼崎市、西宮市を除く)	134	154	179	183	196	208	250 (目標)
開設率 (開設数/校区数)	31%	37%	38%	39%	42%	45%	55%
開設市町数 (全37市町)	30市町	33市町	37市町	37市町	37市町	37市町	37市町
神戸市等を含む 県内全市町の開設数	214	281	341	373	405	433	476 (見込)
備考		西宮市 中核市移行	尼崎市 中核市移行				

開設教室数の増に向けた取組方策

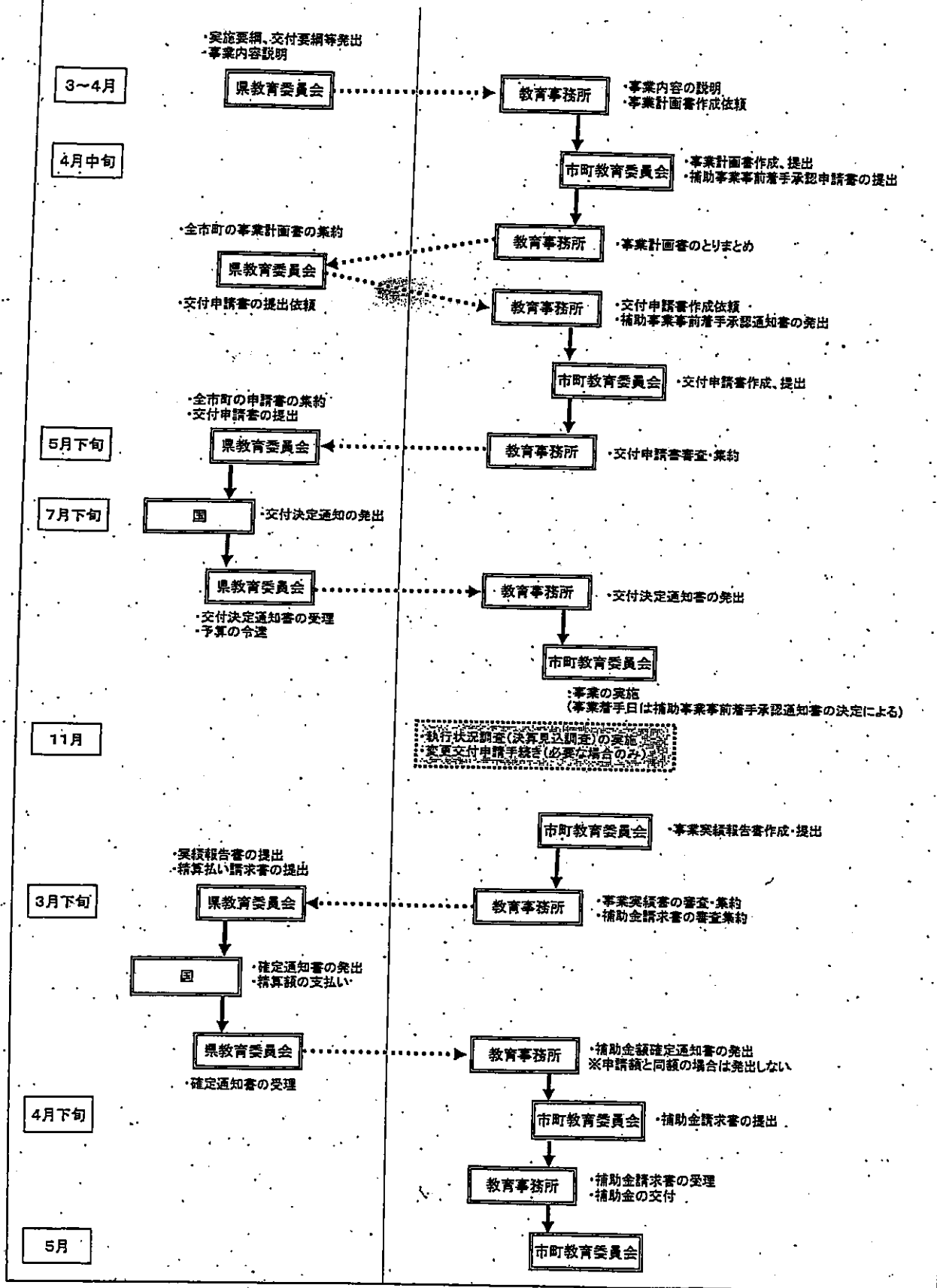
- ・年間開催日数が40日に満たない教室への対応
- (1) 新規開設教室 ※継続
 - ・週あたり開催日数を1日とみなし、215千円を上限として開設にかかる経費を積算することができる。
- (2) 過去に開設実績のある教室 ※継続
 - ・年間開催日数20日以上¹の教室については、107千円を上限として開設にかかる経費を積算することができる。(0.5日開催とみなす)

「放課後子ども教室」開設数の推移

※平成25年4月1日現在

		H21実績	H22実績	H23実績	H24実績	H25予定	校区数	全校区 開設
1	芦屋市	8	8	8	8	8	8	○
2	伊丹市	3	3	3	3	3	17	
3	宝塚市	15	13	19	20	23	24	
4	川西市	13	15	16	16	16	16	○
5	三田市	7	8	8	8	10	20	
6	猪名川町	2	2	2	3	3	6	
7	明石市	2	2	2	3	3	28	
8	加古川市	2	4	5	5	5	28	
9	高砂市	10	10	10	10	10	10	○
10	稲美町	5	5	6	6	5	5	○
11	播磨町	1	1	1	1	1	4	
12	西脇市	4	4	4	6	8	8	○
13	三木市	1	1	1	1	1	16	
14	小野市	1	1	1	6	6	6	○
15	加西市	2	2	2	2	2	11	
16	加東市	9	9	9	9	9	9	○
17	多可町	7	7	7	7	7	7	○
18	神河町	7	7	7	6	4	4	○
19	市川町	1	1	1	1	1	4	
20	福崎町	1	1	1	2	2	4	
21	相生市	4	4	4	5	6	7	
22	たつの市	1	1	4	4	4	17	
23	赤穂市	2	4	4	4	4	10	
24	宍粟市	11	11	11	11	11	18	
25	太子町	4	4	4	4	4	4	○
26	上郡町	7	5	5	3	3	3	○
27	佐用町	4	4	4	4	4	10	
28	豊岡市	13	13	11	11	11	29	
29	養父市	2	5	7	8	9	9	○
30	朝来市	1	1	1	1	1	9	
31	香美町	1	1	1	2	4	10	
32	新温泉町	1	1	1	1	1	6	
33	篠山市	2	3	4	4	4	16	
34	丹波市	6	4	4	4	4	25	
35	洲本市	4	4	4	5	6	13	
36	南あわじ市	6	6	6	6	7	17	
37	淡路市	9	8	8	8	8	19	
合計		179	183	196	208	218	457	12
開設率		38%	39%	42%	45%	47%		32%

平成25年度「ひょうご放課後プラン事業(子ども教室型)」事業交付申請手続きの流れ



ひょうご放課後プラン事業の概要

ひょうご放課後プラン総合推進事業

- 市町ひょうご放課後プラン事業運営委員会の設置
 - ・ 放課後対策事業計画の策定
 - ・ 子ども教室と児童クラブの事業連携の促進

- コーディネータの配置と両事業の連絡調整

子ども教室型放課後対策事業

対 象:小学生・中学生

開催日:週 1～6日

運 営:教育活動推進員および
教育活動サポーターを配置

児童クラブ型放課後対策事業

対 象:小学校共働き家庭等

1～6年生(登録児童)

開催日:週 5～6日

運 営:指導員を配置
生活の場を提供する

情報提供
連携協力

交流の場

体験の場

学習の場

生活の場

遊びの場

遊びの場

学習の場

地域によるボランティア事業

児童福祉法による事業

コーディネーターの配置

関係機関や団体との連絡調整活動プログラムの企画・策定

補助

県は補助金として2/3を(うち国1/3)負担

- ひょうご放課後プラン事業指導者研修会の開催

ひょうご放課後プラン事業実施要綱（案）

1 目的

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町等とする。

3 事業の内容

この要綱において、次の事業をひょうご放課後プラン事業とする。

(1) ひょうご放課後プラン総合推進事業

(2) 放課後対策事業

ア 子ども教室型放課後対策事業

イ 児童クラブ型放課後対策事業

4 各事業の実施方法等

市町は、教育委員会（学校教育や学校安全主管課を含む。）と、児童クラブを所管する部局とが連携を図り、学校、PTA、自治会など地域全体の協力を得て、本事業の実施にあたるものとする。

(1) ひょうご放課後プラン総合推進事業

ア 運営委員会の設置

① 市町は、域内の放課後対策事業（子ども教室型・児童クラブ型の両事業、以下同じ）の運営方法等を検討する運営委員会を設置する。

② 運営委員会では、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画、事業実施後の検証・評価等を行う。

③ 運営委員の選定にあたっては、地域全体で子どもたちの教育支援を行うという趣旨に鑑み、実情に応じて行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、社会教育関係者、~~学識経験者~~、児童福祉関係者、PTA関係者及び域内の地域住民等の方々等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努める。

④ 運営委員会の経費については、委員等謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、各自治体の判断により、運営委員会の開催に必要な経費を適宜積算する。ただし、飲食物費（当該地方公共団体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

イ. コーディネーターの配置

① 市町は、放課後対策事業の総合的な調整役を担う者（以下「コーディネーター」という。）を配置し、学校関係者や地域の団体、地域住民等のボランティア、保護者等と連携しながら活動を行うものとする。コーディネーターの選任にあたっては、各地域の中心的な役割を担い、地域の様々な関係者と良好な関係を保ち、定期的な連絡調整を行うことが可能な者が望ましい。

- ② コーディネーターは、「子ども教室」と「児童クラブ」との連携についての調整のほか、学校や関係機関・地域の団体等との連絡調整、ボランティア等地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた定期的・継続的な活動プログラムの企画等を行う。
- ③ コーディネーターの配置人数については、県の予算積算を参考に、開設教室数等に応じて、人数を配置する。
- ④ コーディネーターの謝金単価については、県の予算積算を参考に、各自治体の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。
ただし、1人1時間あたりの謝金単価は、1,440円までを上限として積算する。

(2) 放課後対策事業

市町は次の事業を一体的あるいは連携して実施し、総合的な放課後対策の推進に努めるものとする。

ア 子ども教室型放課後対策事業

子どもたちの安全・安心な活動拠点を設置し、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する取組。

イ 児童クラブ型放課後対策事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に適切な遊び及び生活の場を提供する取組。

ウ 子ども教室型放課後対策事業及び児童クラブ型放課後対策事業については、それぞれ別記1、別記2のとおりとする。

5 県の支援

県は、実施主体である市町等において円滑な取組促進が図られるよう、以下の事業等を実施するものとする。

(1) 「ひょうご放課後プラン事業推進委員会」の設置、運営

ひょうご放課後プラン事業の実施に当たって、県内全体で子どもの健全育成を支援する観点から、県に、行政関係者、学校関係者、社会教育関係者、福祉関係者、学識経験者等で構成される「ひょうご放課後プラン事業推進委員会」を設置し、放課後対策事業の実施方針、安全管理方策、広報活動方策、指導者研修の企画、放課後対策事業実施後の検証・評価等、域内における放課後対策の総合的な在り方を検討する。

(2) ひょうご放課後プラン事業指導者研修の実施

各市町が実施する放課後プラン事業に関わる指導者等に対して、資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修を実施する。

6 留意事項

本事業は、その目的を異にする活動を行うものや、公共性に欠けるものについては対象としない。

子ども教室型放課後対策事業

1 趣 旨

放課後や週末等に学校の施設等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点として「子ども教室」を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供するものとする。これらの取組を通じて、子どもたちの社会性・自主性・想像性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子どもが安心して暮らせる環境づくりを推進する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町等とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができるものとする。

3 対象児童等

本事業の子どもの範囲は地域の子ども全般を想定しているものであり、幼児、児童生徒の一部のみを対象とするものではない。

4 運 営

(1) 本事業は、基本的に、小学校・中学校等の学校施設（教室や余裕教室、校庭、体育館等）を活用して実施することとするが、地域の実情に応じて、公民館等の社会教育施設等も活用するなど、子どもたちが安全に安心して多様な活動ができる場所で実施する。

(2) 指導者等の配置

ア 本事業の実施にあたっては、学習支援・体験・交流活動等のプログラムを中心的に実施する者（以下、「教育活動推進員」という。）を配置する。

イ 本事業の実施にあたっては、プログラムの実施のサポートや子どもたちの安全を管理する者（以下「教育活動サポーター」という。）を配置する。

ウ 本事業の円滑な実施を図る観点から、県が実施する教育活動推進員、教育活動サポーター等を対象とした研修への積極的な参加に努めるものとする。

(3) 対象となる子どもの範囲は、地域の子ども全般であり、実情に応じて、小学生に限らず中学生を対象とする取組等も実施できるものとするとともに、保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもに限定したり、国公私立の学校種別等の制限を設けることなく、多くの子どもたちが参加できるよう配慮するものとする。

(4) 障害を有する子どもたちに対する放課後対策事業を行う場合には、個々の状況に配慮した活動を行えるよう、実情に応じて工夫する。

(5) 市町は、総合的な放課後対策を推進する観点から、児童クラブと一体的あるいは連携して、域内の子どもたちの子ども教室への参加促進に努めるものとする。

(6) 「子ども教室」開催日やイベント内容について、「児童クラブ」の児童の参加を促すための情報を「児童クラブ」に提供するとともに、同一小学校区内に「児童クラブ」が開設されている場合は、連携事業等を実施するものとする。

5 事業の内容

本事業においては、次の内容・機能を有するものとする。

- (1) 放課後や週末等における地域の子どもたちの安全・安心な活動拠点の確保
- (2) 地域の多様な大人の参画を得て子どもたちに様々な体験・交流・学習活動の提供
- (3) 様々な体験・交流・学習活動を通して、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の涵養
- (4) 地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実
- (5) その他、子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動

6 費用

- (1) 県教育委員会は、上記2～5の要件を満たした場合に、市町が直接実施する事業又は委託して実施する事業に対して補助金を交付するものとする。

- (2) 本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上するものとする。

ア 教育活動推進員、教育活動サポーターの配置人数については、各地域の子ども教室の実情（活動の内容や開催日数、参加人数等）に応じて、真に必要な人数を配置する。

イ 教育活動推進員、教育活動サポーターの謝金単価については、県の補助金積算基準を参考に、各自治体の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。

ただし、それぞれの1人1時間あたりの謝金単価は、教育活動推進員1,080円、教育活動サポーター720円までを上限として積算するものとする。

ウ 謝金以外の経費については、通信運搬費、印刷製本費、教材費、事業関係者の保険料、消耗品費等が考えられるが、各地域の実情に応じた教室の運営に必要な経費を適宜積算する。

ただし、おやつ等の飲食物代や子どもたちの実費相当の保険料・材料費は除く。

エ 子ども教室の開設日数については、原則として週1日（年間40日）を最低実施日数とする。なお、本事業の事業費を積算する際は、原則として、年間250日未満、1日あたり4時間以内（休業日で特に必要な場合には8時間以内。準備や片づけ等に要する時間を含む）。

オ 「子ども教室」を実施するスペースの整備に必要な備品を適宜積算する。

7 その他

放課後対策事業を実施するうえで、その他必要な事項を別に定めることができるものとする。

児童クラブ型放課後対策事業

1 趣 旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町、社会福祉法人その他の者（以下「市町等」という。）が行うものとする。

3 対象児童

本事業の対象児童は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年生に就学している児童（特別支援学校の小学部の児童を含む）であること（以下「放課後児童」という。）。

4 運 営

(1) 本事業は、基本的に、小学校の余裕教室を活用して実施するものとするが、余裕教室がない場合は、小学校敷地内の専用施設のほか、児童館などの社会資源を活用して実施するものとする。

なお、同じ建物内で、別記1に基づく子ども教室型放課後対策事業を併せて行う場合には、放課後児童のための生活の場としての機能が十分確保されるよう留意するものとする。

(2) 本事業の実施にあたっては、放課後児童の健全育成を図る者（以下「放課後児童指導員」という。）を配置し、放課後児童を受け入れるものとする。

(3) 放課後児童指導員の選任にあたっては、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

(4) 本事業は、放課後児童の就学日数、地域の実情等を考慮し、原則として、年間250日以上開所するものとする。

ただし、別に定める場合は200日以上でも補助対象とする。

また、開所時間は1日平均3時間以上とする。ただし、長期休暇期間などについては、子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として1日8時間以上開所するものとする。

(5) 子どもの情緒の安定や事故防止を図る観点から、1クラブあたりの放課後児童の人数が一定規模（7・1人以上）になった場合には、分割を行うなど適切な人数規模のクラブへの転換に努めるものとする。

(6) 本事業の実施にあたっては、利用する放課後児童の健全育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を整えるとともに、その活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの他、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えるものとする。

また、子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更などに十分対応できるよう、小

学校の教職員との間で迅速な情報交換ができる体制を整備するものとする。

- (7) 本事業の円滑な実施を図る観点から、県が実施する放課後児童指導員等を対象とした児童の安全管理や生活指導、遊びの指導等についての研修への積極的な参加に努めるものとする。
- (8) 市町は、児童の保護者、児童委員、民間の児童健全育成ボランティア等の協力を得て本事業の支援にあたるものとする。
- (9) 市町は、総合的な放課後対策を推進する観点から、子ども教室と一体あるいは連携して、放課後等の児童の利用に関する相談及び助言、地域の実情に応じた利用の促進に努めるものとする。
- (10) 子ども教室の開催日やイベント内容を放課後児童へ提供するとともに、同一小学校区内に「児童クラブ」が開設されている場合は、連携事業等を実施するものとする。

5 事業の内容

本事業は、次の内容・機能を有するものとする。

- (1) 放課後児童の生活の場の提供、健康管理、情緒の安定の確保
- (2) 出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確認
- (3) 放課後児童の活動状況の把握
- (4) 遊びの活動への意欲と態度の形成、遊びを通して、社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の涵養
- (5) 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (6) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援、その他放課後児童の健全育成上必要な活動

6 費用

- (1) 県は、上記2～5の要件を満たした場合に別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 市町等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を、保護者から徴収することができるものとする。

7 その他

放課後対策事業を実施するうえで、その他必要な事項を別に定めることができるものとする。

平成25年度ひょうご放課後プラン事業の実施について（運用指針）（案）

1 趣 旨

地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、ひょうご放課後プラン事業実施要綱に基づき、総合的な放課後対策を推進する。

2 実施主体

ひょうご放課後プラン事業計画の策定主体は、市町とするが、同計画に基づく放課後対策事業の実施については、市町、社会福祉法人、その他の者が行うものとする。

3 事業計画の策定

市町においては、ひょうご放課後プラン事業の実施・推進を図るため、その事業計画（例：〇〇市放課後プラン）の策定に努めることとし、事業計画には、おおむね以下の事項を盛り込むものとする。

(1) 市町全体として盛り込む事項

- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策について
- ・当該市町における放課後対策事業の運営委員会の設置について
- ・未開設校区での「子ども教室」及び「児童クラブ」の開設に向けた計画について（未開設校区を有する市町に限る）

(2) 学校区ごとに盛り込む事項

- ・放課後対策事業の利用者の見込みについて
- ・現に児童館や公民館などの学校外で実施している取組と学校内で実施している取組との具体的な連携方策について

4 市町の体制及び役割等

市町においては、事業計画を策定し、域内の円滑な放課後対策事業を実施するものとする。

(1) ひょうご放課後プラン事業の実施に当たって、効果的な放課後対策事業運営を検討する観点から、各市町に行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、社会教育関係者、学識経験者、児童福祉関係者、PTA関係者及び地域住民等で構成される運営委員会を設置し、十分な意見聴取及び協力体制の構築を図る。

(2) 運営委員会においては、事業計画、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画、放課後対策事業実施後の検証・評価等を行う。

5 費用の積算

本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上するものとする。

(1) ひょうご放課後プラン総合推進事業

ア 運営委員会の設置にかかる経費（1市町あたり年額）

補助率：2/3、補助対象限度額：388千円

イ コーディネーター配置にかかる経費（1市町あたり年額）

補助率：2/3

補助対象限度額：144千円×週あたり開催日数×1人（1～5教室）

144千円×週あたり開催日数×2人（6教室以上）

ウ 補助対象

・指導者等謝金及び指導者交通費

教育活動推進員、教育活動サポーター、コーディネーター、運営委員等への謝金及び教育活動推進員、教育活動サポーター、コーディネーター、運営委員等の活動や会議に係る交通に要する経費とする。

・活動運営費

指導者等が活動で使用する教材に要する経費、会場や機器等の賃借料、傷害保険（教育活動推進員、教育活動サポーター、コーディネーター、講師等の指導者に限る）、物品の損害保険、印刷費（会議資料、広報資料、報告書等）、消耗品に要する経費とする。

・役務費

「子ども教室」の活動に要する物品や機材等の運送に要する経費、広報資料や会議資料等の送料、連絡通信費、謝金等の振込手数料に要する経費とする。

(2) 子ども教室型放課後対策事業

ア 子ども教室開設にかかる経費（1市町あたり年額）

補助率：2/3、補助対象限度額：215千円×週あたり開催日数×開設教室数

〔留意事項〕

障害を有する子どもが参加する場合で、人的体制の確保等の適切な措置を講じるための経費は、別途積算することができる。

イ 週あたりの開催日数

年間開催日数に対する、週あたりの開催日数は以下のとおりとする。

週あたり開催日数	年間開催日数
1日	40日以上
2日	80日以上
3日	120日以上
4日	160日以上
5日	200日以上
6日	240日以上

ウ 補助対象となる標準的な日数・時間数

原則として週1日（年間40日）を最低実施日数とし、年間250日未満、1日あたり4時間以内（準備や片づけ等に要する時間を含む。また、休日等に長時間に及ぶ特別な催し物等を行う場合はこの限りではない。）を標準的な日数・時間数とする。

〔留意事項〕年間開催日数が40日に満たない教室の取扱

(1) 新規に開設する子ども教室については、週あたり開催日数を1日として、開設にかかる経費を積算することができる。

(2) 過去に開設実績があり、年間開催日数20日以上の子ども教室については、107千円を上限として、開設にかかる経費を積算することができる。

エ 補助対象

子ども教室型放課後対策事業の補助対象は、5（1）ウ「補助対象」のとおりとする。

6 留意事項

- (1) 「子ども教室」の中では、学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会の提供を推進するものとする。その際には、「児童クラブ」の対象児童に対しても、その機会が提供できるようにコーディネーターをはじめ、ひょうご放課後プラン事業関係者の間において、十分な調整に努めるものとする。
- (2) 「子ども教室」と「児童クラブ」の両事業を実施する小学校区においては、以下の連携パターンを参考に、「子ども教室」と「児童クラブ」との間で連携事業等を行うものとする。

〔連携パターンの例〕

(1) 同一敷地内で開設されている小学校区

ア 独立運営型

① 全児童参加型

「児童クラブ」の全児童が「子ども教室」が実施する活動に参加し、「子ども教室」終了後は、「児童クラブ」に戻る。

② 希望児童参加型

・「児童クラブ」の児童のうち希望者が「子ども教室」の活動に参加し、「子ども教室」終了後は「児童クラブ」に戻る。

・「子ども教室」の希望する児童が「児童クラブ」の主催する行事に参加する。

イ 一体運営型

児童クラブ専用スペースを設けつつ、「子ども教室」「児童クラブ」が一体で運営し、全児童が自由に活動する。

(2) 異なる場所で開設されている小学校区

ア 行事参加型

「子ども教室」で開催される行事に、「児童クラブ」の全児童を児童クラブ指導員が引率して参加し、行事終了後は「児童クラブ」に戻る。

イ 行事共催型

「子ども教室」「児童クラブ」の共催（もしくは、いずれかが主管）により、両方の子どもが参加する行事（不定期開催）を同一場所で開催する。

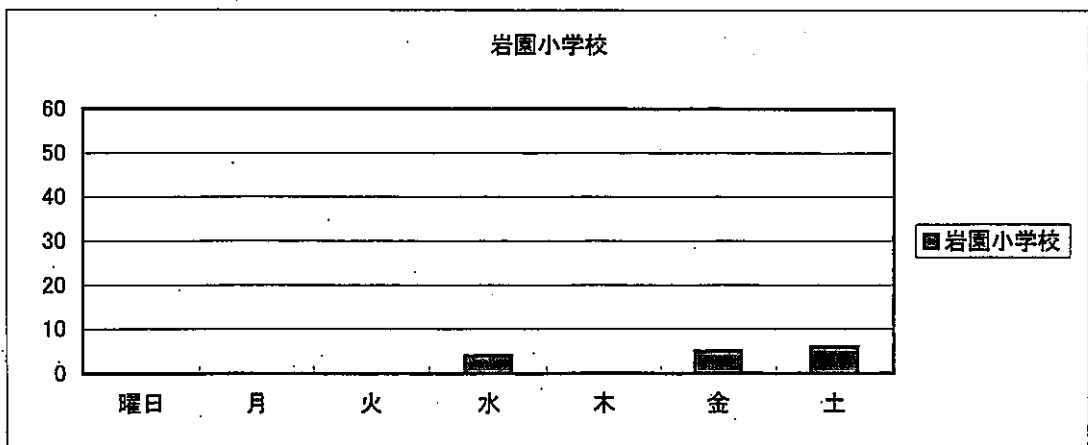
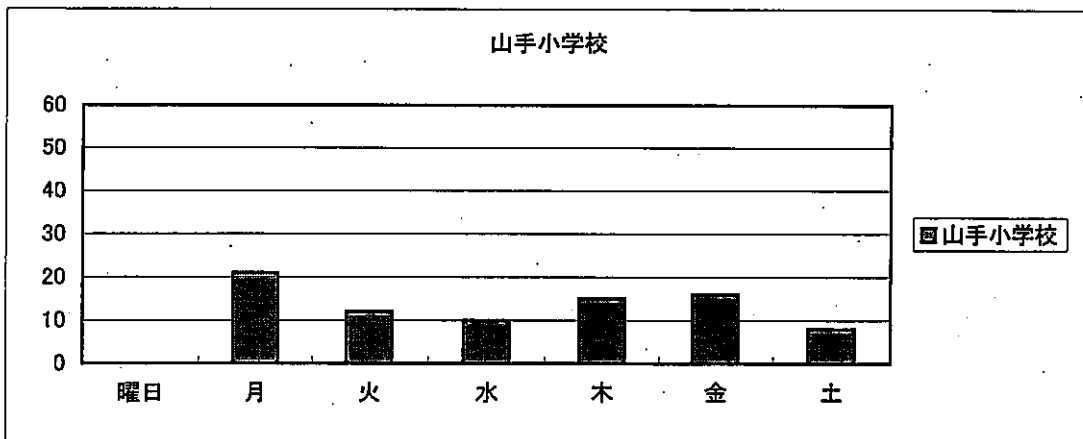
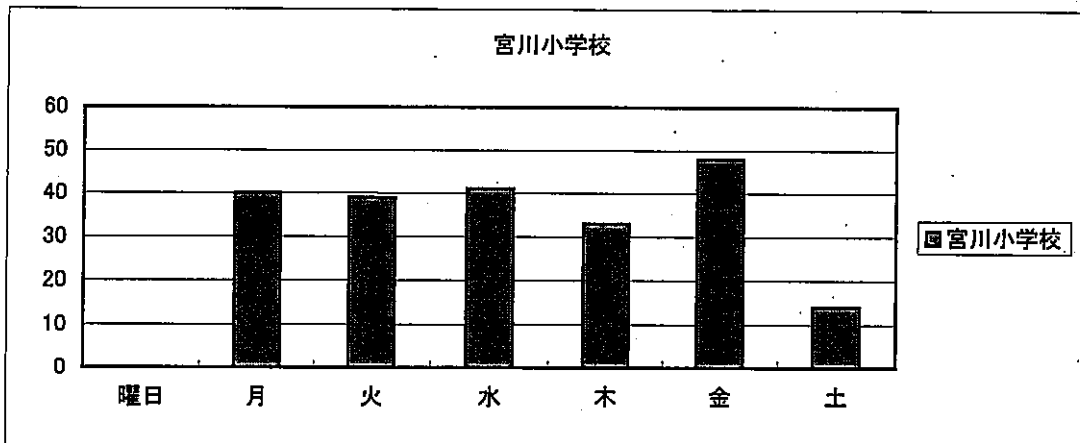
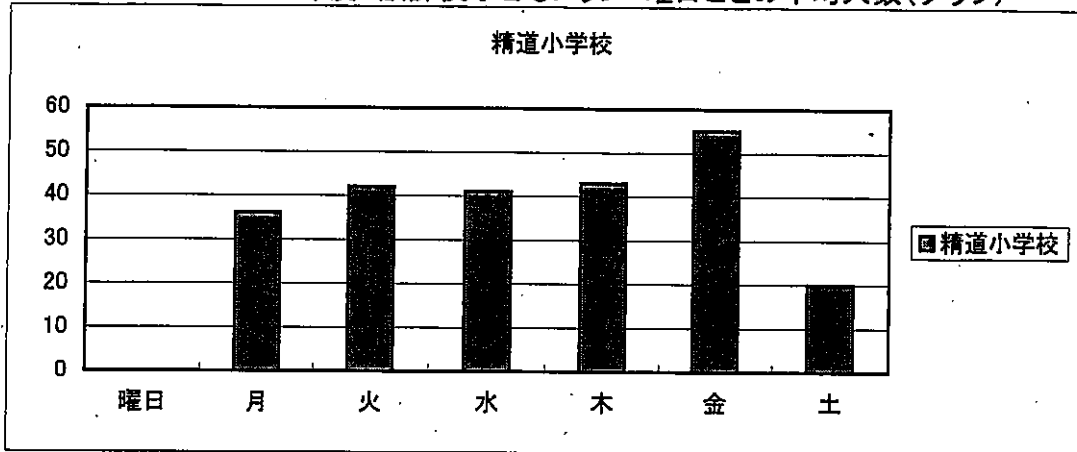
(3) 児童クラブ型放課後対策事業

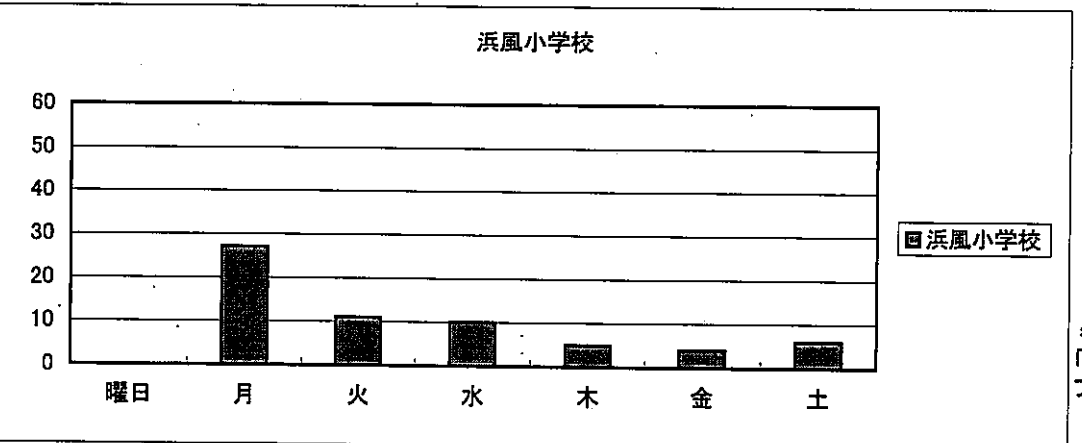
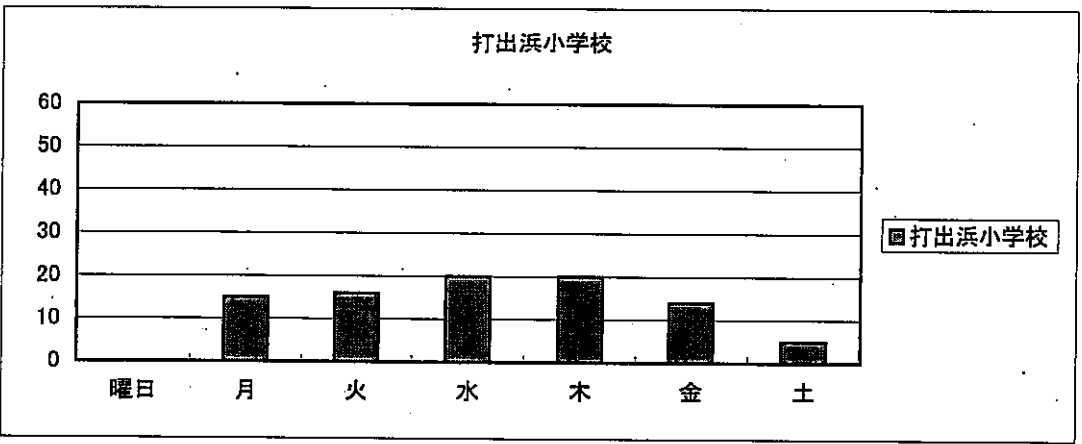
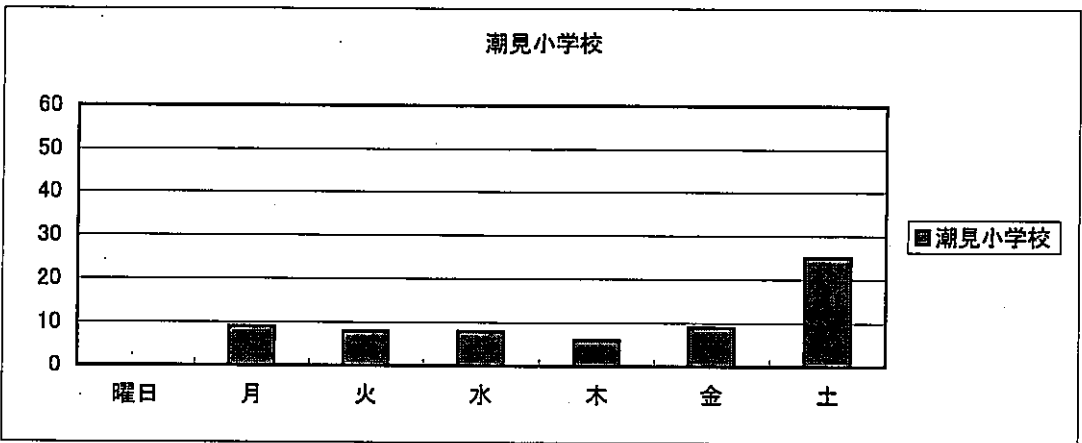
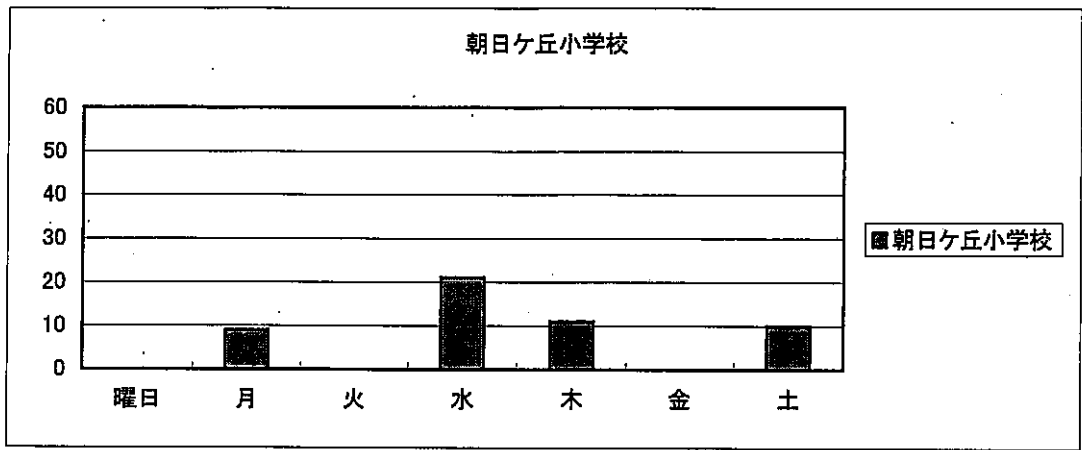
基 準 額	補助対象	補助率
<p>1 児童クラブ型推進費（放課後児童健全育成事業費）</p> <p>(1) 開設日数 250 日以上</p> <p>① 1クラブ（年間平均児童数 10～19 人）当たり年額 @1,066 千円×か所数</p> <p>② 1クラブ（年間平均児童数 20～35 人）当たり年額 @1,930 千円×か所数</p> <p>③ 1クラブ（年間平均児童数 36～45 人）当たり年額 @3,101 千円×か所数</p> <p>④ 1クラブ（年間平均児童数 46～55 人）当たり年額 @2,943 千円×か所数</p> <p>⑤ 1クラブ（年間平均児童数 56～70 人）当たり年額 @2,784 千円×か所数</p> <p>⑥ 1クラブ（年間平均児童数 71 人以上）当たり年額 @2,626 千円×か所数</p> <p>⑦ 長時間開設加算額</p> <p>(ア) 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合）</p> <p>1クラブ当たり年額：@260 千円×「18時を越える時間」の年間平均時間数</p> <p>(イ) 長期休暇分（1日8時間超えて開設する場合）</p> <p>1クラブ当たり年額：@117 千円×「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数</p> <p>(2) 特例分（開設日数 200～249 日）</p> <p>① 1クラブ（年間平均児童数 20 人以上）当たり年額：@1,859 千円×か所数</p> <p>② 長時間開設加算額（1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合）</p> <p>1クラブ当たり年額：@260 千円×「18時を越える時間」の年間平均時間数</p>	<p>児童クラブの運営に必要な経費（飲食物費を除く。）</p>	<p>2 /</p>
<p>2 児童クラブ型支援事業費（放課後児童クラブ等支援事業費）</p> <p>(1) ボランティア派遣事業費</p> <p>1事業当たり年額：@469 千円×事業数</p> <p>(2) 放課後児童等の衛生・安全対策事業費</p> <p>1市町当たり年額 613 千円</p> <p>(3) 障害児受入推進事業</p> <p>① 開設日数 250 日以上、年間平均児童数 10 人以上</p> <p>1クラブ当たり年額：1,520 千円×か所数</p> <p>② 特例分（開設日数 200 日～249 日、年間平均児童数 20 人以上）</p> <p>1クラブ当たり年額：1,216 千円×か所数</p>	<p>児童クラブの支援事業に必要な経費。</p>	<p>3</p>
<p>3 児童クラブ型整備事業費（放課後子ども環境整備事業費）</p> <p>(1) 新設 児童クラブ室整備費：1事業当たり 21,504 千円</p> <p>(2) 改修</p> <p>① 児童クラブ設置促進事業費：1事業当たり 7,000 千円</p> <p>② 児童クラブ環境改善事業費：1事業当たり 1,000 千円</p> <p>③ 児童クラブ障害児受入促進事業費：1事業当たり 1,000 千円</p>	<p>等必要な経費 クラブ室の新設、改修</p>	

平成24年度 放課後子どもプラン事業 参加人数 (平均は四捨五入)

月	精道	宮川	山手	岩園	朝日ヶ丘	潮見	打出浜	浜風	人数合計					
4	242	30	0	511	149	4	0	11	61	152	169	91	0	1,420
平均	27	30	43	17	4	11	8	11	13	7				17
5	310	74	0	684	203	5	0	15	134	91	219	207	0	1,942
平均	28	37	46	28	5	8	11	6	11	10				19
6	344	52	0	703	275	25	20	11	154	219	366	215	52	2,436
平均	29	26	55	30	25	10	6	16	12	18	11	52		24
7	217	30	0	325	130	7	15	0	27	98	196	79	54	1,178
平均	31	30	25	10	7	8	0	3	8	14	6	54		16
8	0	60	0	0	0	6	6	0	0	0	0	0	0	72
平均		60				6	6							24
9	677	0	78	852	195	0	16	45	200	0	241	121	38	2,463
平均	45	78	50	14	0	8	6	18	0	15	8	38		23
10	896	82	73	607	260	6	18	67	197	160	380	89	52	2,887
平均	37	41	73	36	16	6	9	7	15	12	17	4	52	25
11	947	43	71	772	333	10	9	47	215	94	416	76	52	3,085
平均	45	43	71	37	18	10	9	5	15	9	21	4	52	26
12	0	36	0	24	0	0	17	6	30	112	4	18	51	298
平均	0	36	0	24	0	0	9	6	15	37	2	5	51	14
1	26	38	71	40	0	5	13	16	35	185	8	20	43	500
平均	13	38	71	20	0	5	7	8	18	62	4	7	43	23
2	15	63	68	39	0	5	12	12	19	50	9	17	47	356
平均	8	32	68	20	0	5	6	6	10	13	5	6	47	17
3	431	24	74	509	205	0	11	12	125	227	177	96	45	1,936
平均	33	24	74	39	19	0	11	2	14	19	13	9	45	23
合計	4,105	532	435	5,066	1,750	73	137	242	1,197	1,388	2,185	1,029	434	18,573
平均	27	36	62	36	14	6	8	6	13	17	12	7	48	21

平成24年度 放課後子どもプラン 曜日ごとの平均人数(グラフ)





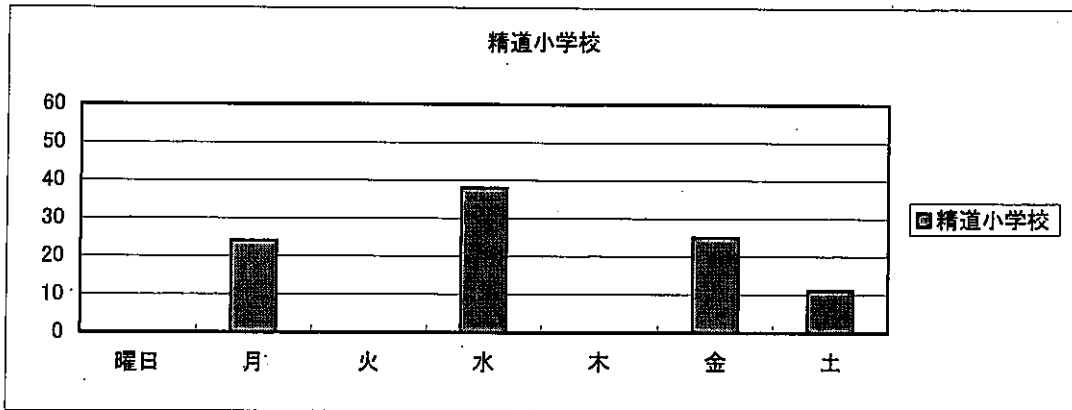
* 月曜日は「浜風学びクラブ」を含む

平成23年度 芦屋市放課後子どもプラン事業 参加人数

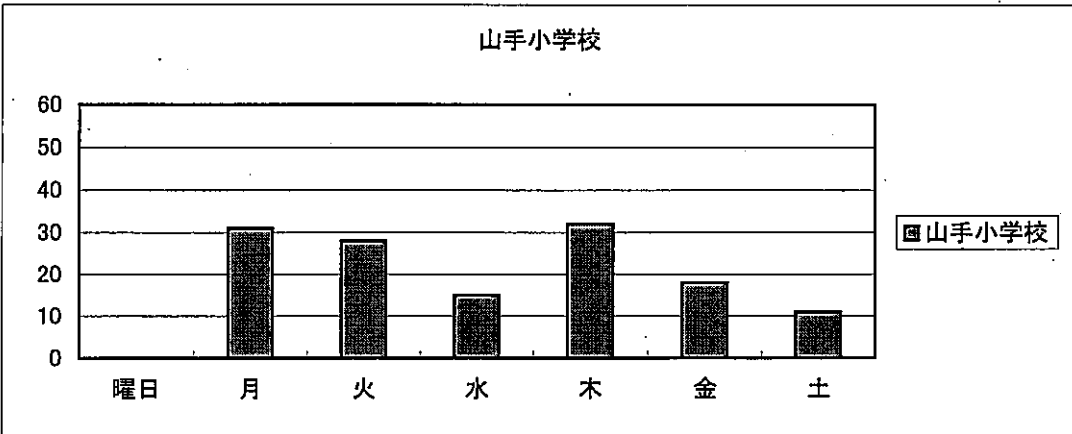
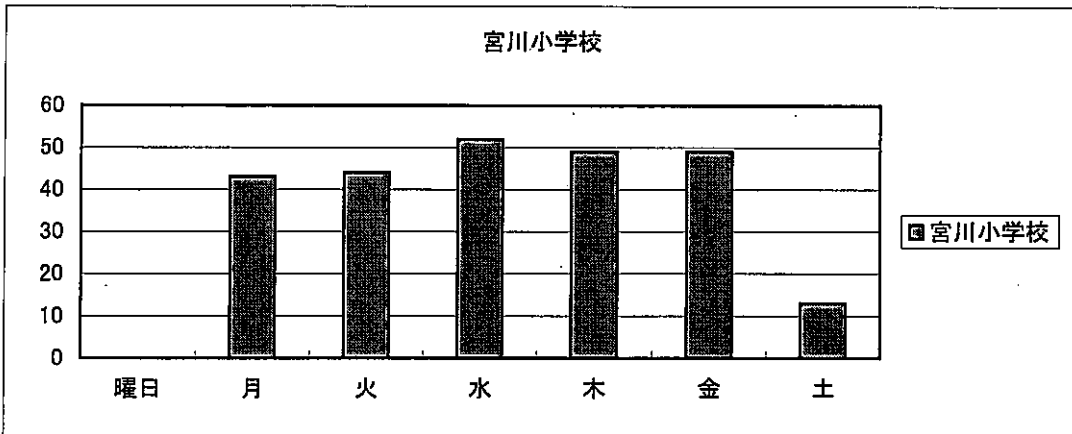
月	精道	宮川	山手	岩園	朝日ヶ丘	潮見	打出浜	浜風	三条てらこや	人数合計	浜風学びクラブ	図書館子ども部屋	人数総合計
4	131	439	188	28	79	135	153	51		1,204			1,204
平均	16	49	21	6	13	11	13	4		17			17
5	288	797	219	28	157	190	162	84		1,925			1,925
平均	26	50	14	4	14	11	10	6		17			17
6	252	902	580	33	259	253	313	139	34	2,765	71		2,836
平均	21	47	31	3	24	13	15	7	34	22	71		27
7	189	480	258	8	92	83	152	69	14	1,345	71		1,416
平均	24	48	26	1	18	8	14	6	14	18	71		23
8	—	—	—	—	—	—	—	—	6	6			6
平均	—	—	—	—	—	—	—	—	6	6			6
9	228	665	199	46	272	124	296	70	0	1,900	142		2,042
平均	23	42	13	5	25	10	20	5	0	16	71		21
10	391	646	485	14	237	279	280	111	5	2,448	31		2,479
平均	36	43	27	2	18	12	16	5	5	18	31		20
11	397	870	607	29	176	112	224	56	—	2,471	102		2,573
平均	33	44	32	3	16	6	12	3	—	19	51		20
12	2	0	0	3	11	55	19	13	7	110	71		181
平均	2	0	0	3	11	28	10	4	7	7	71		17
1	3	20	43	6	18	73	6	14	2	185	71	40	296
平均	2	20	22	6	9	24	3	14	2	11	71	40	19
2	0	0	0	0	0	15	3	4	5	27	142	37	206
平均	0	0	0	0	0	5	3	2	5	2	71	37	21
3	227	557	268	12	124	127	189	53	8	1,565	40	78	1,683
平均	28	46	21	3	12	11	15	4	8	16	40	39	21
合計	2,108	5,376	2,847	207	1,425	1,446	1,797	664	81	15,951	741	155	16,847
平均	21	35	19	3	15	13	12	5	9	14	62	39	21

総人数

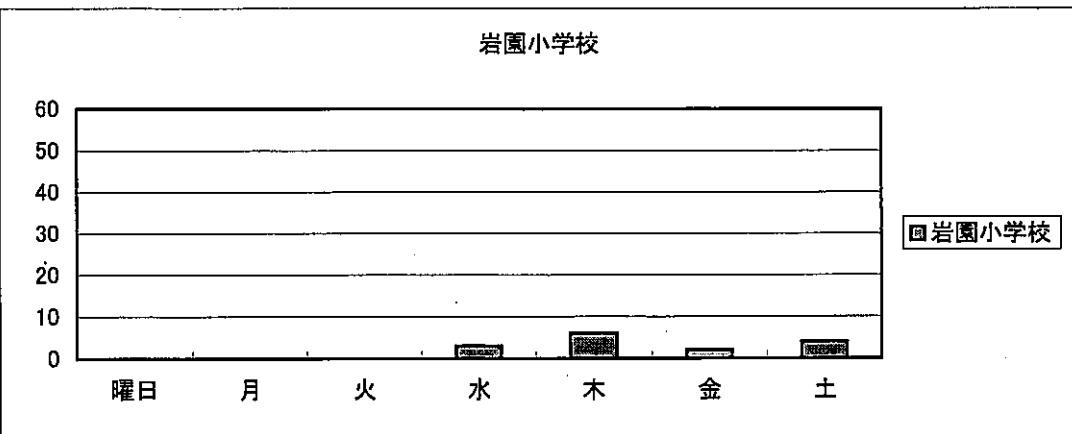
平成23年度 放課後子どもプラン(校庭開放事業) 曜日ごとの平均人数

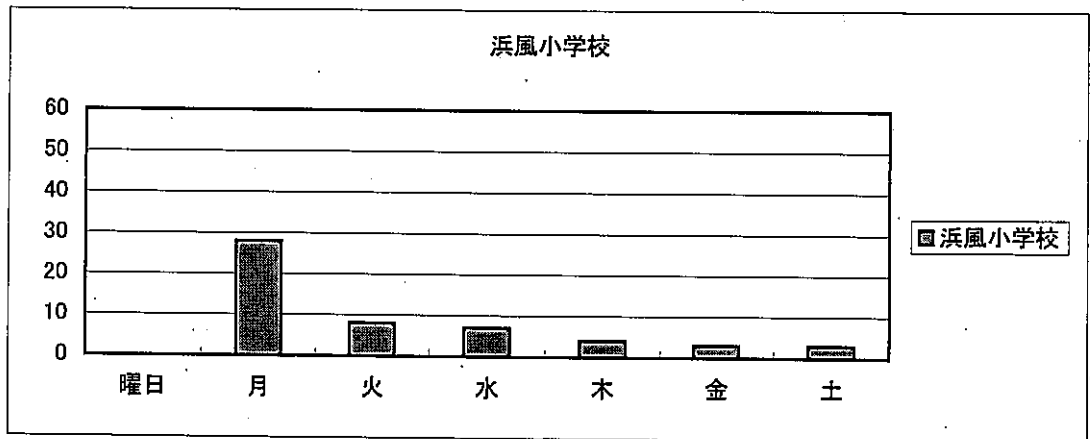
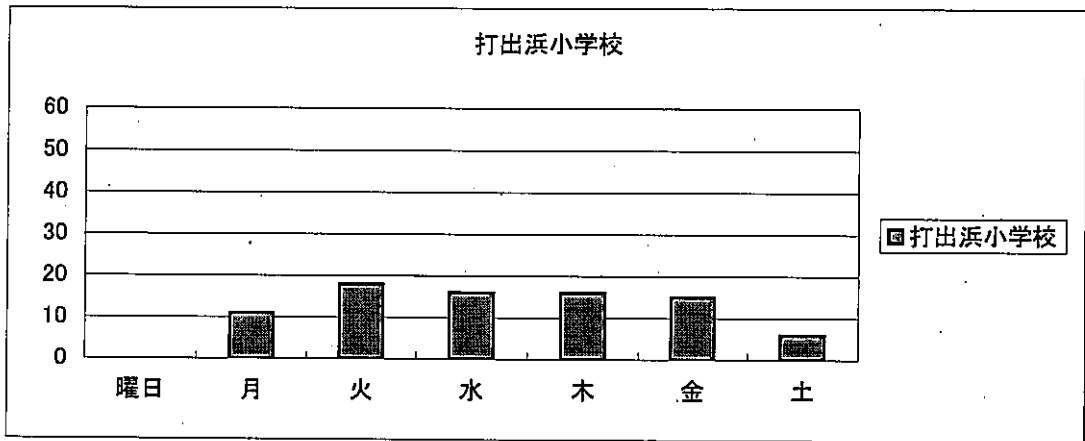
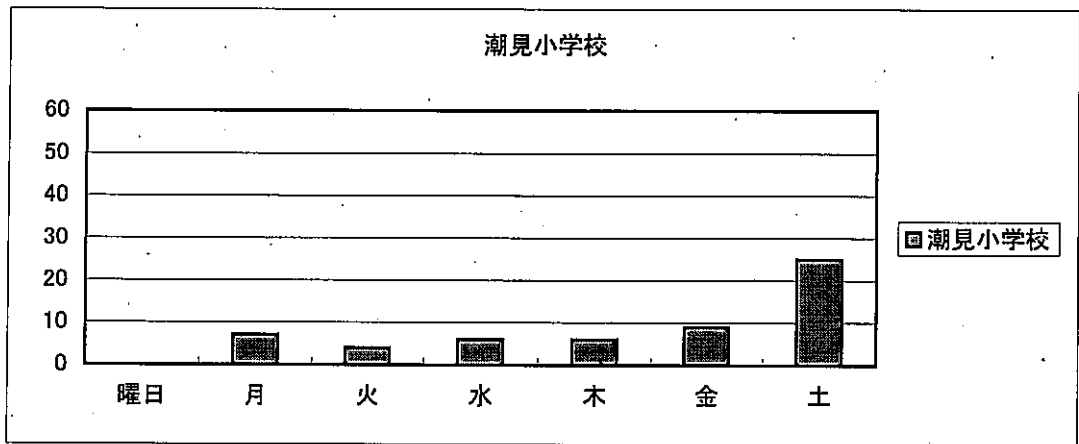
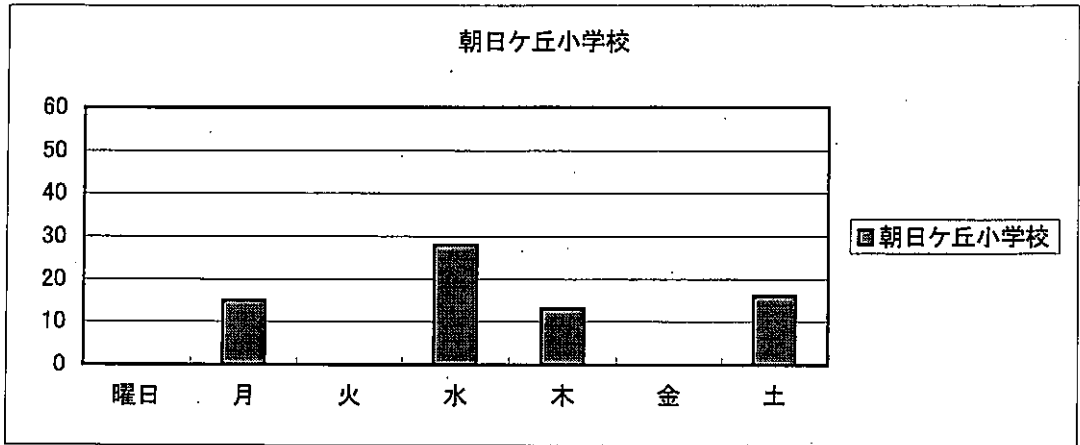


*土曜日は「図書館子ども部屋」を含む



*土曜日は「三条てらこや」を含む





*月曜日は「浜風学びクラブ」を含む

<平成24年度芦屋市放課後子どもプラン決算>

(単位:円)

項目	合計	運営委員会経費	コーディネーター 経費	子ども教室経費
指導者等謝金 及び 指導者等交通費	2,189,200	148,500	32,400	2,008,300
活動運営費	74,366	0	0	74,366
役務費	62,296	560	0	61,736
補助対象経費 (A)	2,325,862	149,060	32,400	2,144,402
補助対象外経費 (B)	165,609	2,000	0	163,609
総事業経費 (A) + (B)	2,491,471	151,060	32,400	2,308,011

※ 補助金申請額は、補助対象経費(A)の2/3(1,000円未満は切り捨て)

補助金申請額	1,550	千円
--------	-------	----

<平成25年度芦屋市放課後子どもプラン予算> (案)

(単位:円)

項目	合計	運営委員会経費	コーディネーター 経費	子ども教室経費
指導者等謝金 及び 指導者等交通費	3,312,480	276,240	103,680	2,932,560
活動運営費	75,400	6,400	0	69,000
役務費	120,480	4,480	0	116,000
補助対象経費 (A)	3,508,360	287,120	103,680	3,117,560
補助対象外経費 (B)	86,220	3,200		83,020
総事業経費 (A) + (B)	3,594,580	290,320	103,680	3,200,580

※ 補助金申請額は、補助対象経費(A)の2/3(1,000円未満は切り捨て)

補助金申請額	2,338	千円
--------	-------	----

平成25年度の取組みについて

1 運営委員会について

- ・1学期に1回開催

2 校庭開放事業について

学校名	開 放 日								
	月	火	水	木	金	第2・4土	第1土	第3土	第5土
精 道	○	○	○	○	○	○	—	—	—
宮 川	○	○	○	○	○	○	—	—	—
山 手	○	○	○	○	○	—	—	—	—
岩 園	—	—	○	—	○	○	—	—	—
朝日ヶ丘	○	—	○	○	—	○	—	—	—
潮 見	○	○	○	○	○	○	○	○	○
打出浜	○	○	○	○	○	○	○	—	—
浜 風	○	○	○	○	○	○	○	○	○

3 教室型事業について

- ・浜風学びクラブ：毎月1回水曜日
- ・図書館子どもの部屋：毎月第2及び第4土曜日
- ・すてっぷあっぷすくーる：毎月第2及び第4土曜日
- ・すまいるクラブ：毎月第4金曜日

*教室型事業については増やしていきたいと考えていますが、兵庫県からの補助金について、例年になく厳しい状況が発生していることから、校庭開放事業の見直しとセットで考えていきたいと思っています。

平成25年4月

放課後子どもプラン校庭開放事業について

芦屋市教育委員会 生涯学習課

1. 校庭開放事業の新しい取組みについて

子ども達にとってより利用しやすい校庭開放事業とするために、昨年度実施しました保護者アンケートの結果もふまえて、帰らないで校庭開放に参加できるようにその体制づくりについて協議を重ね、下記のとおり新しい内容で取組む予定です。

2. 校庭開放事業の新旧対照表（岩園小学校）

		従来の取組み	新しい取組み
参加について		下校してから参加。	下校せずに参加できる。
時間帯	平日	4時～6時。 (10月及び11月は、4時～5時) *ただし、春休み、夏休み、冬期(12月、1月、2月)、休日、祝日、学校事業開催日、代休日、始業式、終業式、その他社会教育事業を行う日は実施しない。	3時～5時。 (但し、3時～3時30分は待機時間、3時30分からは開放時間) *実施しない日については変更なし。
	土曜日	9時～12時 *ただし、春休み、夏休み、冬休み、休日、祝日、学校事業開催日、その他社会教育事業を行う日は実施していません。	変更なし
待機場所及びランドセル置場		特に指定なし	別棟校舎の階段下付近
管理人体制		1名から2名。	平日：2名 土曜日：1～2名
参加カード (裏面参照)	平日	なし	①学校から引き続き校庭開放に参加する場合に導入。 →保護者の押印のある参加カードを必要とします。 ②一旦家に帰ってから校庭開放に参加する場合 →参加カードは、必要なし
	土	なし	参加カードは、必要なし。
開始時期		—	平成25年5月1日(水)～
周知方法		チラシ配布。	・平成25年4月23日(火)に ①参加カード②校庭開放のチラシ ③PRマグネットカードを配布します。

3. 下校時の安全面について

これまでと同じですが、通常の下校時のような見守りはないため、必要に応じて保護者のほうで迎えに来てもらうなどの対応をお願いします。

以上

平成25年4月

放課後子どもプラン校庭開放事業について

芦屋市教育委員会 生涯学習課

1. 校庭開放事業の新しい取組みについて

子ども達にとってより利用しやすい校庭開放事業とするために、昨年度実施しました保護者アンケートの結果もふまえて、帰らないで校庭開放に参加できるようにその体制づくりについて協議を重ね、下記のとおり新しい内容で取組む予定です。

2. 校庭開放事業の新旧対照表（朝日ヶ丘小学校）

		従来の取組み	新しい取組み
参加について		下校してから参加。 (水曜日は除く)	下校せずに参加できる。
時間帯	平日	4時～6時。 (10月及び11月は、4時～5時) *ただし、春休み、夏休み、冬期(12月、1月、2月)、休日、祝日、学校事業開催日、代休日、始業式、終業式、その他社会教育事業を行う日は実施しない。	3時～5時。 (但し、3時～3時30分は待機時間、3時30分からは開放時間) *実施しない日については変更なし。
	土曜日	9時～12時 *ただし、春休み、夏休み、冬休み、休日、祝日、学校事業開催日、その他社会教育事業を行う日は実施していません。	変更なし
待機場所及びランド・切置場		特に指定なし	ピロティ下の運動場へ向かう階段あたり。
管理人体制		1名から2名。	平日：2名 土曜日：1～2名
参加カード (裏面参照)	平日	なし	①学校から引き続き校庭開放に参加する場合に導入。 →保護者の押印のある参加カードを必要とします。 ②一旦家に帰ってから校庭開放に参加する場合 →参加カードは、必要なし
	土	なし	参加カードは、必要なし。
開始時期		—	平成25年4月17日(水)～
周知方法		チラシ配布。	・平成25年4月15日(月)に①参加カード②校庭開放のチラシ③PR7グネットカードを配布します。

3. 下校時の安全面について

これまでと同じですが、通常の下校時のような見守りはないため、必要に応じて保護者のほうで迎えに来てもらうなどの対応をお願いします。

以上